

⑦公務員による差別事件

今回この項で紹介するものは、それぞれ潜在的な差別意識が表面化した事件といえる。

大阪府茨木市で幹部職員による差別発言事件が発覚した。事件は、二〇〇五年四月、茨木市内の飲食店で行われた茨木市のある課の歓送迎会の場で起こった。Aが人事異動に伴う職員配置の話題のなかで「〇〇課の職員はみんな嫌いや。全員解放会館送りにしてやる」などと発言したものである。事件は、二〇〇五年五月、ある女性職員が茨木市職員組合に「幹部職員がパワーハラスメントなどの差別発言をしている」と訴えたことで明るみに出ている。Aはこの発言だけでなく、職属する課の職員や立場の弱い非常勤嘱託職員・臨時職員などに対して、日常的にパワーハラスメントも行っていたことが明らかになっている。事実糾明のなかで、Aは解放会館に出向いて仕事をする機会も多く、その際に部落の人たちに世話になり大事にしてもらったと感じており、部落の「人」に対する悪いイメージはないが、「地区」に対しては「差別される地区というイメージ」があったこと、さらに「市役所の職員は解放会館に勤務することをいやがっているという印象をもっていた」ことを述べている。また、「解放会館送り」の意味について、Aの意識のなかに市役所の仕事内容について「上下」があり、財政に関わる課などに比べて「窓口」の仕事は劣っており、とくに出先機関である解放会館は部落内にあり、直接地域の人と接する必要があるので嫌われる職種であると思っていた、と述べている。

滋賀県では、自治労滋賀県本部女性部学習会の場で差別発言事件が起こっている。二〇〇三年一月、滋賀県守山市で開催された自治労滋賀県本部主催の第一回拡大女性部長会議後の、市町村合併問題学習会の際、講師への質問のなかで市町村合併にともなう労働条件の悪化に対する闘いの質問後、以下の発言が行われた。「湖北は一市九町の広域合併をめざしている。T町には同和地区はないが、新市になると同和地区のある町と合併することになる。従来から同和行政にたずさわる職員がノイローゼになったという噂を耳にしている。嫌がらせ的異動で経験のない職員を同和行政に当てて、仕事が嫌になるよう仕向けることも考えられる。そのような異動があるとすればどのような対応が可能か」。糾弾会のなかで滋賀県連は、市町村合併という住民・行政など多くの人びとの利害が絡まるなかで、依然として根強く存在している部落差別意識が表面化したものであると指摘している。

京都府では、二〇〇五年八月に京都府綾部市で開催された部落解放第三五回京都府女性集会に参加した福知山市職員が、集会後職場で参加の感想を聞かれた際、差別発言をしていた。発言内容は、「怖かったですよ。会場に行ったら黄色のゼッケンを着けた人が集まっていきなり赤い旗をもった人が出てきたり、『がんばろう』とか言わされて…演歌みたいな歌も歌わされて。自分が過去に体験した同和地域の人との体験が結びついて怖かった」というものである。後の聞き取りのなかで、「過去の体験」の内容が虚偽であったことが判明、また、大学当時のクラブ活動で「あそこら辺」という表現で近くの部落を指して「気をつけた方がいい」「かかわらない方がいい」と言われ、後には自分も後輩たちに「気をつけた方がいい」と言う側にまわっていたことも明らかにされている。

徳島県で、海上自衛隊自衛官Tによる差別発言事件が発覚、報告されている。事件は、カラオケスナックで被差別部落出身の同僚Hさんを前にして、「『四つのお願い』を歌うのは部落民」と発言したことにはじまっている。Hさんは、これ以降くりかえされるTの差別発言に対して、およびTの妻（自衛官）が被害者Hさんの抗議を恐喝として上司に申告したことに対して、二〇〇四年八月二六日、損害賠償を求めて徳島地方裁判所に提訴した。二〇〇五年一〇月二五日、裁判所はTの不法行為を認める判決を下したが、同年一一月七日、事実認定の誤り、Tの妻の責任を認めなかったことなどを不服としてHさんは控訴している。